
サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関するドイツ法に基づく人権侵害および関連する環境リスクの可能性

Global-POL-LE-000070727(スピークアップ・ポリシー)の本グローバル付属書では、サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関するドイツ法第2条に従い、人権侵害および関連する環境リスクの可能性について、より詳細に説明しています。

18歳未満の児童に対する最悪の形態の児童労働を含む児童労働の禁止

- 雇用の年齢は、15歳を下回ってはなりません。教育を目的とし、適用される法令を遵守する業務、例えば、実習生、実習生は、本条の目的上、「雇用」とはみなされません。
- 義務教育が終了する年齢に達しない児童の就労の禁止は、就労先の法律に従います。
- 勤務地法が異なる場合は適用しません。
- 児童を売春、ポルノ及びポルノ上の実演に使用し、取得し、又は提供することを禁止すること。
- 医薬品の製造、人身売買等の不法な活動のために児童を使用、配置又は提供することを禁止すること。
- 児童の健康、安全及び道徳に有害となるおそれのある業務の禁止

強制労働やあらゆる形態の奴隷制の禁止

- 児童の販売高、債務拘束及び農民、強制・強制労働、武力奉仕のための強制・強制徴募など、あらゆる形態の奴隷制又は奴隷制に類似する行為の禁止。
- 刑罰の脅威(例えば、人身取引の債務拘束の結果として)の下で要求される労働又はサービスの禁止。
- 自発的に提供されない労働またはサービスの禁止(例:債務拘束または人身取引)。
- 奴隷制、奴隷制に類似する行為、地役権その他の形態の支配の禁止
- 性的又は広範な経済的搾取の禁止

差別の禁止及び平等な取扱いの尊重

- 国民的又は民族的出身、社会的出身、健康状態、障害、性的指向、年齢、性別、政治的意見、宗教又は信念に基づく雇用における不平等な治療の禁止。ただし、雇用の要件によって正当化される場合は、この限りでないです。
- 不平等治療には、同等価値の仕事に対する不平等報酬の支給が含まれます。

サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関するドイツ法に基づく人権侵害および関連する環境リスクの可能性

労働安全衛生の尊重

- 特に次のことを理由として、労働災害又は労働に関連する健康被害の危険を生じさせる場合には、雇用地法に基づいて適用される職業上の健康及び安全上の義務を無視することを禁止すること:
 - 職場、職場、作業設備の提供・維持管理における安全基準が明らかに不十分であり、
 - 化学的、物理的、生物学的剤への曝露を防止する適切な防護手段の欠如、
 - 労働者の不十分な訓練及び指導
 - 特に労働時間、休憩時間などの不適切な勤務組織による、心身の過重な疲労を防止する対策の欠如。

結社の自由の尊重

- 労働者は、自由に労働組合を結成し又はこれに加入することができ、又は加入することができません。
- 労働組合の結成、加入及び加入は、差別又は報復の理由とはなりません。
- 労働組合は、雇用地法に従って自由に活動することができます。これにはストライキの権利と団体交渉の権利が含まれます。

公正な報酬の決定

- 合理的な賃金を源泉徴収することの禁止
- 適用法により定められた最低賃金の支払い。
- それ以外の場合は、賃金は勤務地法により決定されます。

環境に重大な被害を与えることの禁止

- 有害な土壌変化、水質汚濁、大気汚染、有害な騒音排出、過剰な水使用の発生の禁止
 - 食料の保存及び生産のための自然の基盤を著しく損なうこととなり、
 - 安全で清潔な飲料水へのアクセスを拒否し、
 - ある人が衛生施設にアクセスしたり、その施設を破壊したりすることを困難にし、
 - 人の健康を害します。

私的又は公的治安部隊による権限濫用の禁止

- 企業側の指示又は管理が欠如しているために、セキュリティ・フォースの使用が企業のプロジェクトの保護のために、民間又は公的なセキュリティ・フォースを雇用又は使用することを禁止すること
 - 拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける治療剤の禁止に違反し、
 - 生命や手足を傷つけ、
 - 団結権と結社の自由を損ないます。

サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関するドイツ法に基づく人権侵害および関連する環境リスクの可能性

土地、森林及び水域の取得、開発その他の利用であって、その利用が人の生活を確保するものについて、不法に立ち退き、又は違法にその土地、森林及び水域を利用することを禁止すること。

事実に基づいて、以下の禁止事項のいずれかが違反される十分な可能性がある状態である環境関連リスクへの寄与の禁止:

- バーゼル条約および規制(EC) No 1013/2006に基づく有害廃棄物およびその他廃棄物の輸出入の禁止。
- 水玉条約に基づく製品および生産における水銀の生産・使用の禁止。
- 水俣条約に基づく水銀廃棄物の不適正な治療剤の禁止
- 化学物質等、環境に放出された場合にリスクをもたらす物質については、その取扱い、輸送、保管、使用、リサイクル、再利用、廃棄等の過程において、安全性を確保した方法で特定し、取り扱うものとします。ストックホルム条約に基づく持続性有機汚染物質(POPs)の環境上適正でない管理の禁止への対応。